

ボッチャ競技申し込み事項

開催日：令和7年5月24日（土）

会場：駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場

競技規則

本項に定める以外は、令和7年度公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技部門

競技スタイルの「立位の部」、「座位の部」それぞれの部門での個人戦を行う。

競技方法

1. 試合形式

・試合は、各競技部門での1対1の個人戦を2エンドマッチで行う。

2. 各選手の持ち時間

・「座位の部」 1エンド（ジャックボール含む）あたりそれぞれ6分

・「立位の部」 1エンド（ジャックボール含む）あたりそれぞれ4分

3. 用具

(1) ボール：選手所有のボールを使用してもよい。

(2) 投球補助具（ランプ）：ボールを投げることのできない座位の選手が自分で準備したものを使用する。

(3) その他の用具：競技を行う際に使用する用具は、選手自身の力で投球をする為の器具であること。

(4) コーチ/コーチングアシスタント、タイムアウトは実施しない。

招集方法

出場する試合の予定開始時刻の20分前から10分前までに、招集受付を済ませ、予定コート毎の招集所に入ること。

時程（予定）

(1) 入館受付 午前9時～ / 1階東メイン出入口

(2) 招集受付（競技会場入場受付） 午前9時30分～ / B1階アリーナ入口

(3) 競技開始 午前10時～ / アリーナ内各競技コート

ナンバーカード

主催者の用意したもの（白色）を、競技役員が確認できる位置（正面）に付けること。

表彰

各競技部門の全競技終了後、競技会場で行う。各部門とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

※ランプオペレーターに、選手と同様にメダルを授与する。

その他

(1) 競技規則と競技方法等の詳細については、本大会当日、競技上の注意として説明を行う（予定）。

(2) 競技時間や競技順序等が変わることがあるので、進行状況を各自留意すること。

(3) 選手が会場から離れる場合は、競技進行に支障のないようにすること。

(4) 運営方法の詳細については、大会当日受付時に説明を行う（予定）。

(5) 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技は、競技スタイル「立位1名」「座位1名」からなる2人1組のチーム編成となる。

(6) 運営方法と競技方法、招集方法、表彰等に変更が生じる場合がある。

※大会プログラム、ナンバーカードは事前に送付する。

【ボッチャ競技 障害区分】

◎男女区分・年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競技スタイル	
				立位	座位
肢体 I	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
肢体 II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
		3	第7頸髄まで残存		◎
		4	第8頸髄まで残存		◎
		5	多肢切断		◎
肢体 III	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
		7	けって移動		◎
		8	片上下肢で車いす常用または、使用		◎
		9	その他走不能	◎	
肢体 IV		10	電動車いす常用		◎

【ボッチャ区分の解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体 I 切断または機能障害		
1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	・三肢以上の切断者 ・両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者 ・両上肢不完全(両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある)および両下肢不完全(両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある)の者
●肢体 II 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用		
2	第6頸髄まで残存	・肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
3	第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
4	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
5	多肢切断	・三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
●肢体 III 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)		
6	四肢麻痺で車いす常用または、使用	・四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
7	けって移動	・両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
8	片上下肢で車いす常用または、使用	・片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
9	その他走不能	・杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
●肢体 IV		
10	電動車いす常用	・四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2~8および10)で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。